

トレーナースクール DTAJ 受講規約

一般社団法人DTAJ（第2版）

第1条（この規約について）

- この規約は、一般社団法人DTAJ（以下「当法人」）が運営するトレーナースクール「DTAJ」（以下「本スクール」）の受講について、当法人与受講される方（以下「受講者」）との間の約束を定めるものです。
- この規約は、法令で認められた受講者の権利（クーリング・オフ、契約の取消し、当法人の契約違反による解除や損害賠償の請求など）を制限するものではありません。

第2条（契約の成立）

- 受講者がこの規約に同意のうえ、受講申込書を提出し、当法人が承諾した時点で、受講契約が成立します。
- 当法人は、受講者が同意した規約の版、同意日、受講申込書を保管します。

第3条（講座の内容）

期間・回数	18ヶ月（月1回・全18回）
1回の授業	3時間
定員	1クラス2～4名の少人数制
形式	対面またはオンライン（各回の形式は、日程とあわせて決めます）
日程	第4条のとおり決めます
授業の録画	第8条のとおり提供します
修了後のサポート	第9条のとおり提供します

第4条（日程の決め方と変更）

- 受講メンバーの確定後、当法人がグループLINEを作ります。授業は月1回で、毎月できるだけ上旬に、グループLINEで受講者の皆さんと相談して、翌月の授業日を決めます。
- 全員の都合が合う日がない場合は、参加できる人数がいちばん多い日（曜日）に決めます。参加できない受講者は、その回を欠席として録画で受講でき（第7条・第8条）、質問は随時受け付けます。
- 決まった日程を変える場合は、グループLINEで相談して決めます。

第5条（受講料）

- 受講料は、630,000円（税込）です。
- 銀行振込の場合の振込手数料、会場までの交通費、オンライン受講のための通信費などは、受講者の負担とします。

第6条（お支払い）

- お支払い方法は、銀行振込、クレジットカード、現金のいずれかとします。
- 一括払いの場合は、初回授業の7日前までに受講料の全額をお支払いください。
- 分割払いの場合は、1回35,000円を18回に分けてお支払いください（分割手数料はかからず、合計は一括払いと同じ630,000円です）。1回目は初回授業の7日前まで、2回目以降は、各授業の前日までの銀行振込、授業当日の

現金、またはクレジットカードでお支払いください。

4. お支払いが期日までに確認できない場合、当法人は、お支払いが確認できるまで授業への参加をお待ちいただくことがあります。

第7条（欠席）

1. 授業を欠席される場合は、できるだけ事前にグループLINEなどでご連絡ください。
2. 欠席された回は、第8条の録画で受講いただけます。欠席による受講料の返金や減額はありません。
3. 当法人の都合で行えなかった授業（第10条）は、受講者の欠席として扱いません。

第8条（授業の録画〈アーカイブ〉の提供）

1. 当法人は、各回の授業を録画し、そのクラスの受講者全員（出席した方を含みます）が視聴できるようにします。
2. 視聴の方法：受講者限定の視聴用URLをお渡しし、そこから視聴していただきます。動画ファイルはお渡ししません。
3. 公開の時期：原則として授業の翌日までに共有します。機器の不具合などで遅れる場合は、お知らせします。
4. 視聴できる期間：全18回の授業が終わるまでと、最後の授業から3ヶ月間です（休講などで18ヶ月を超えた場合も、実際の最後の授業から数えます）。病気などやむを得ない事情がある場合は、当法人の判断で、ご本人の視聴期間を延長することがあります。
5. 途中で解約した場合の視聴：受講者のご都合で解約した場合は、解約の時点までに行われた回の録画を、解約日から3ヶ月間視聴できます。第12条により当法人が契約を解除した場合は、理由をお知らせしたうえで、必要な範囲で視聴を終了できます。
6. 授業の録画や資料のダウンロードは、原則としてできません。当法人が特に認めた資料に限り、第14条第4項のとおり保存・印刷できます。
7. 機器の不具合などで録画できなかった回は、同じ内容の授業を行ったほかのクラスの録画を共有するか、個別にもう一度同じ授業を行います。

第9条（修了後のサポート）

1. 全18回を修了した受講者は、DTAJ卒業生のLINEグループ（コミュニティ）に参加できます。
2. 内容は、DTAJ卒業生向けの月1回のオンライン無料セミナーや勉強会、不定期のオフ会などです。
3. 卒業生の人数が増えるにつれて、コミュニティの形や内容が変わることがあります。
4. 当法人がコミュニティの運営を終える場合は、1ヶ月前までにお知らせします。

第10条（当法人の都合による休講・中止）

1. 講師の病気、災害、その他当法人の都合で授業を行えない場合は、受講者と相談のうえ振替の日程を設けます。
2. 講師の長期療養や講座の終了などで、振替による対応が難しい場合は、当法人はそのことを速やかにお知らせします。この場合、受講者は無料で解約でき、当法人は、第11条第3項の方法で精算して返金します。返金の振込手数料は当法人が負担します。

第11条（受講者からの解約と精算）

1. 受講者は、いつでも受講契約を解約できます。解約のお申し出は、info@ryuken-ise.com へのメール、または書面をお願いします。
2. 解約は、お申し出が当法人に届いた時点で効力が生じます。授業の当日に届いた場合は、その回の授業の開始前であれば「行われる前の回」、開始後であれば「行われた回」として扱います。
3. 受講料は、次の方法で精算します。

- (1) 精算額 = 35,000円 × 解約の時点までに行われた授業の回数（欠席した回を含みます。当法人の都合で行えなかった回は含みません）
- (2) お支払い済みの額が精算額より多い場合は、その差額を返金します。
- (3) お支払い済みの額が精算額より少ない場合は、その不足分をお支払いいただきます。
- (4) 解約後に行われる予定だった回の方は、お支払いいただく必要はありません。

例：5回の授業が終わったあとに解約した場合、精算額は175,000円です。一括払いで630,000円をお支払い済みなら、455,000円を返金します。分割払いで5回分（175,000円）をお支払い済みなら、返金も追加のお支払いもありません。

4. 初回授業の開始前に解約された場合は、行われた回がないため、お支払い済みの全額を返金します（返金の振込手数料は、次項のとおり返金額から差し引きます）。
5. 返金は、お申し出を受けてから30日以内に、受講者が指定する銀行口座へ振り込みます。返金の振込手数料は受講者の負担とし、返金額から差し引きます。ただし、第10条第2項の場合は当法人が負担します。
6. この条の精算方法は、受講者のご都合による通常の解約に適用するものです。法令に基づくクーリング・オフや契約の取消し、当法人の契約違反による解除などの場合は、法令に従って取り扱います。

第12条（当法人からの契約解除）

1. 受講者が次のいずれかに当てはまり、当法人が理由を示して改善をお願いしても改善されない場合、当法人は受講契約を解除できます。
 - (1) 受講料のお支払いが期日から30日以上遅れ、当法人からのご連絡後もお支払いがないとき
 - (2) 第13条または第14条に違反したとき
2. 受講者が次のいずれかに当てはまる場合は、前項の改善のお願いをせずに解除できます。
 - (1) 故意に第14条に違反して、アーカイブ等を、インターネット上などで不特定または多数の人が見られる状態にしたとき、または販売したとき
 - (2) 第20条に当てはまることが分かったとき
3. 解除した場合も、受講料は第11条第3項の方法で精算します（返金の振込手数料は同条第5項のとおりです）。受講料の精算と、第14条の違反による損害賠償は、別々に取り扱います。

第13条（禁止事項）

受講者は、次の行為をしてはいけません。アーカイブ等の取り扱いについては、第14条で定めます。

1. 当法人の許可なく、授業を録音・録画・撮影すること
2. ほかの受講者や講師への迷惑行為、勧誘や営業の行為
3. 法令に違反する行為

第14条（アーカイブ等の利用と秘密保持）

1. この規約で「アーカイブ等」とは、本スクールで当法人が提供する授業の録画・録音、教材、スライド、資料と、それらのコピーをいいます。受講者は、当法人が認めた方法と期間（第8条）に限り、ご自身の学習のためにアーカイブ等を利用できます。
2. 受講者は、当法人の事前の承諾（書面またはメール）なく、アーカイブ等の全部または一部を、第三者に渡したり、転送・貸与・販売・公開したり、第三者に見せたりしてはいけません。ここでいう「第三者」には、ご家族、職場の同僚、お客様も含みます。ほかの受講者であっても、ご自身のアカウントを使わせたり、ご自身に提供されたアーカイブ等を再び共有したりしてはいけません。視聴用のURL、アカウント、パスワードを第三者に使わせることも同じです。

3. 受講者は、当法人が認めた場合を除き、アーカイブ等を録画・録音・画面収録・スクリーンショット・ダウンロード・コピーしてはいけません。また、当法人の承諾なく、アーカイブ等を外部の生成AIや文字起こしなどのサービスに入力・アップロードしてはいけません。
4. 前2項にかかわらず、次のことはできます。
 - (1) 当法人がダウンロードを認めた資料を、ご自身の学習のために保存・印刷すること
 - (2) ご自身で書いた学習用のメモ（ノートや図など）を作り、使うこと。ただし、アーカイブ等の画面や音声をそのまま写し取ったものは除きます
5. 受講者は、本スクールで知った当法人または講師の公開されていない情報のうち、秘密であると示されたもの、または性質上秘密であることが明らかなもの、そして、ほかの受講者やそのお客様などの公開されていない個人情報、正当な理由なく第三者に話したり、漏らしたりしてはいけません。
6. 前項の秘密の情報には、(1) 知った時点ですでに公開されていた情報、(2) 受講者の責任によらず公開された情報、(3) 受講前から適法に持っていた情報、(4) 秘密を守る義務のない正当な第三者から適法に得た情報、は含みません。ただし、このことで、アーカイブ等のコピーや第三者への提供が認められるわけではありません。
7. 受講者は、不正な利用や漏えいを知った場合は、速やかに当法人へ連絡し、共有の停止や公開先への削除依頼など、被害を広げないための合理的な範囲で協力するものとします。ご自身が管理する無断のコピーなどは、法令上認められる証拠の保全などを除き、削除するなど必要な対応をしてください。
8. 受講者の責任によるこの条の違反で当法人に損害が生じた場合、当法人は、法令に基づき認められる範囲で、損害賠償を請求できます。
9. この条は、法令に基づく開示、適法な通報、弁護士や消費生活センターなどへの正当な相談に必要な範囲で情報を伝えることを妨げません。
10. 第2項、第3項、第5項から第8項までの約束は、修了や解約などで契約が終わったあとも、その対象となる権利や秘密が続く限り続きます。ただし、契約が終わったあとに視聴できるかどうかは、第8条によります。

第15条（視聴の一時停止）

1. アカウントの不正な利用やアーカイブ等の流出が疑われ、被害の拡大を防ぐために緊急に必要な場合、当法人は、理由をお知らせしたうえで、必要な範囲で一時的に受講者の視聴を止めることができます。お知らせが間に合わないほど緊急の場合は、止めたあとすぐにお知らせします。
2. 確認の結果、受講者に問題がなかったと分かった場合は、速やかに視聴を再開し、止めていた期間に応じて視聴できる期間を延長します。
3. 確認の結果、第12条第2項に当たる違反が分かった場合は、同条により契約を解除し、第8条第5項のとおり視聴を終了できます。この場合も、受講料の精算と損害賠償は第12条第3項のとおり別々に取り扱います。

第16条（教材の権利と、学んだ知識の活用）

1. 授業の内容、教材、録画のうち、当法人または講師が作成したものの著作権などの権利は、当法人または講師にあります。教材の中で引用している論文や、第三者の図・写真などの権利は、それぞれの権利者にあります。
2. この規約は、受講者が本スクールで身につけた一般的な知識や技能を、ご自身のトレーナー業務（お客様への指導など）に活かすことを妨げるものではありません。ただし、アーカイブ等をそのまま使うこと、教材を流用して同じような講座を第三者に行うこと、第14条の秘密の情報を明かすことはできません。

第17条（授業の録画に映る受講者の情報）

1. 授業の録画には、受講者の顔、声、お名前、質問、実技の様子が映ることがあります。当法人は、この録画を、第8条のとおりそのクラスの受講者の学習のためにだけ使い、そのクラスの受講者と当法人の運営担当者以外には共有しません。ただし、第8条第7項のとおり、ほかのクラスで録画できなかった場合に限り、同じ内容の授業の録画をそのクラスの受講者に共有することがあります。

2. 前項の範囲を超えて、受講者がだれか分かる録画をほかの人に共有する場合は、事前にその受講者ご本人に説明し、別に同意をいただきます。
3. 受講者は、録画中にカメラをオフにするなど、映り方について当法人に相談できます。
4. 録画のデータは、その録画を視聴できる人全員の視聴期間（第8条第4項・第5項、第15条第2項による延長、第8条第7項でほかのクラスに共有した場合のそのクラスの視聴期間を含みます）が終わったあと、速やかに削除します。法令に基づく場合や、第14条の違反への対応に必要な場合を除き、それ以外の目的では保存しません。
5. 授業の録画や写真を、ホームページ・SNS・広告に使う場合は、この規約とは別に、受講者ご本人から任意で同意をいただきます。同意しなくても、受講には一切影響しません。同意はあとから取り消すことができます。

第18条（体調と安全）

1. 授業には実技が含まれます。受講者は、ご自身の体調に注意して参加し、体調がすぐれないときは無理をせず講師にお知らせください。持病やけがのある方は、事前にお知らせください。
2. 授業中のけがなどについて、当法人は、当法人に故意または過失がある場合に、法令に従って責任を負います。

第19条（個人情報）

1. 当法人は、受講者の個人情報を、本スクールの運営とご連絡のためにのみ使い、法令に従って適切に取り扱います。
2. 受講申込書の「持病・けが」の欄は、健康に関する情報です。当法人は、受講者の同意をいただいたうえでこの情報を受け取り、実技を安全に行うためだけに使い、講師など必要な担当者だけが取り扱います。記入は任意ですが、記入がない場合、体の状態に合わせた実技の調整ができないことがあります。

第20条（反社会的勢力の排除）

受講者は、暴力団などの反社会的勢力に当てはまらないこと、また今後も関わりを持たないことを約束するものとします。

第21条（規約の変更）

1. 当法人がこの規約を変更する場合は、変更の内容と時期を、事前に受講者にお知らせします。
2. すでに契約している受講者について、受講料、授業の回数・時間・形式、録画の視聴期間、解約・返金の条件などの大切な内容や、新しい義務（秘密を守る約束の追加など）を加える内容を変更する場合は、その受講者から個別に同意をいただくか、法令で認められた要件と手続きに従って行います。

第22条（話し合いと裁判所）

この規約に定めのないことや、解釈に疑問が生じたことは、当法人と受講者が誠意をもって話し合って解決します。それでも解決しない場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

2026年10月5日 制定（第2版。第7期生から適用）

事業者	一般社団法人DTAJ
代表者	代表理事 伊勢 龍顕
所在地	〒153-0041 東京都目黒区駒場3-3-22
お問い合わせ	info@ryuken-ise.com

トレーナースクール DTAJ 受講申込書

一般社団法人DTAJ 御中

私は、「トレーナースクール DTAJ 受講規約（第2版）」の内容を確認し、同意のうえ、次のとおり受講を申し込みます。

お申込日	年 月 日
ふりがな	
お名前	
生年月日	年 月 日
ご住所	〒
電話番号	
メールアドレス	
受講の形式	☐ 対面 ☐ オンライン ☐ 両方
お支払い	☐ 一括払い（630,000円） ☐ 分割払い（35,000円×18回）
お支払い方法	☐ 銀行振込 ☐ クレジットカード ☐ 現金
持病・けが （任意・下の同意欄もご確認ください）	

同意の確認 （必須）	☐ 受講規約の内容を確認し、同意します。 ☐ 授業が録画され、受講規約第8条・第17条の範囲で共有されること（主に同じクラスの受講者。録画できなかったほかのクラスへの共有を含みます）に同意します。
健康に関する情報 （「持病・けが」を記入する方）	☐ 記入した健康に関する情報を、実技を安全に行うために利用することに同意します（受講規約第19条）。
写真・動画の掲載 （任意）	授業の写真・動画（ご本人と分かるもの）を、DTAJのホームページ・SNS・広告に使うことに ☐ 同意する ☐ 同意しない 同意しなくても受講には一切影響しません。あとから取り消すこともできます。

ご署名	
-----	--

当法人記入欄	受付日： 年 月 日 初回授業日： 年 月 日 担当： 同意した規約の版：第2版
--------	---